

介護福祉士修学資金貸付

養成校卒業時の提出書類のご案内

●下記の提出書類一覧を参考に必要書類を揃え、**期限内に提出**してください。

* 提出期限 *

①・②に該当する方・・・**令和6年4月30日（火）まで**

③に該当する方・・・**令和6年4月 5日（金）まで**

期限厳守!!

※やむを得ない場合は連絡すること

◆提出書類一覧 (※就職に伴い住所が変わる方は、**変更届**(様式第20号)の提出も必要です。)

	返還猶予申請書 (様式第16号)	業務従事証明書 (様式第10号)	介護福祉士登録証の写し※3	資格登録有効期限通知書※3 (国家試験不合格者のみ)	卒業したことを証する書類	返還計画書 (様式第15号)※4
① 卒業後すぐに栃木県内(※1)で介護等業務(※2)に従事する場合	○	○	○	○		
② 卒業後1年以内に栃木県内で介護等業務に就業する意思がある場合(※5)	○		○		○	
③ 卒業後、栃木県内で介護等業務に従事しない場合						○
④ その他	福祉人材・研修センターまでご連絡ください					

※1 県内において従事。また、県外であっても次の国の施設は返還猶予の対象となります。(手引参照)

国立障害者リハビリテーションセンター、国立児童自立支援施設、国立高度専門医療研究センター又は独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であって児童福祉法第27条第2項の委託を受けた施設、肢体不自由児施設「整肢寮護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設。

※2 介護等業務とは…手引巻末「指定施設における業務の範囲（中略）について」別添1・別添2参照

※3 試験センターへの発送前に、記入・収入印紙貼付済みの状態で「介護福祉士登録申請書」のコピーを取っておいてください。

登録証・資格登録有効期限通知書が届いていない場合は、**必要書類と併せて「介護福祉士登録申請書」の写しを期限内に提出し、介護福祉士登録証・資格登録有効期限通知書（※不合格の場合のみこちらも必要）が届き次第、速やかにその写しを改めて提出してください。**

※4 修学資金の手引の中にある様式をコピーして使ってください。

※5 国家試験に不合格の場合、返還が生じることがありますので、福祉人材・研修センターまでご相談ください。

★ 詳しい内容や書類の様式は、『介護福祉士・社会福祉士修学資金貸付の手引』にてご確認ください。